

## 三芳町町制施行50周年冠事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、事業名に「三芳町町制施行50周年記念事業」等の冠を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 冠 三芳町町制施行50周年を記念した事業として表現する文言

(2) 冠事業 事業名に冠を使用する事業

### (実施期間)

第3条 実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

### (対象事業)

第4条 対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 目的及び趣旨が三芳町町制施行50周年の取組の趣旨に即していること。

(2) 次に掲げる者が行う事業であること。

ア 三芳町内に活動拠点がある個人、団体又は企業

イ 町長が適当であると認める個人、団体又は企業

2 事業内容についての承認基準は、次の各号に定めるものとする。

(1) 町のイメージを損なわず、公益性があること。

(2) 特定の宗教活動、政治活動、又は営利を目的とすると認められるものでないこと。

(3) 反社会勢力又はこれらと密接な関係を有している者が関与していると認められるものでないこと。

(4) 主催者の存在が明確であり、かつ、役員その他事業関係者が信用しうるものであること。

(5) 講演会等にあつては、その講師が事業目的に適する者であること。

(6) 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止等について十分な設備措置が講ぜられていること。

(7) 主催者が参加者等から入場料、参加料等の経費を徴収する場合は、事業の実施上やむを得ない場合であつて、かつ、実費相当額とすること。

(8) その他町長が適当であると認める事業

(事業実施に係る手続)

第5条 町制施行50周年記念事業を実施しようとするものは、当該事業の開催日の20日前までに三芳町町制施行50周年記念冠事業承認申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、第4条に定める基準により審査の上、承認の可否を決定し、三芳町町制施行50周年冠事業承認・不承認決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 町制施行50周年記念事業終了後は、ただちに三芳町町制施行50周年冠事業実施報告書(様式第3号)により、報告をするものとする。

(ロゴマーク及びキャッチフレーズの活用)

第6条 事業実施にあたっては、ロゴマーク及びキャッチフレーズをポスター・チラシ等へ掲載する等の積極的な活用を行い、町制施行50周年のPRを行うものとする。

2 ロゴマーク及びキャッチフレーズの申請にあたっては、前条第1項の申請書を使用するものとする。

(その他)

第7条 冠事業実施に伴う事業費等の補助は、行わない。

附 則

1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。